

平成30年度 豊川市子ども・子育て会議委員 名簿

委員

学識経験者	学識経験者(岡崎女子大学 准教授)	シラガキ ジュン 白垣 潤	会 長
法7条第1項に 規定する子ども・ 子育て支援に関 する事業に従事 する者	豊川市私立幼稚園協会(光明寺幼稚園長)	オオミヤ カミ 大光明 隆見	
	豊川市小中学校長会(西部中学校長)	スズキ ヤスシ 鈴木 康孔	
	豊川市保育連絡協議会(三蔵子保育園長)	アンドウ シゲ 安藤 茂代	
	NPO法人とよかわ子育てネット(代表理事)	イナ カミ 伊奈 克美	副会長
法6条第2項に 規定する保護者	豊川市内私立幼稚園母の会(光明寺幼稚園母の会会長)	ヨシダ ミドリ 吉田 緑	新任
	豊川市内保育園保護者会(一宮保育園親の会会長)	ホシノ リ 星野 友里	新任
	豊川市小中学校PTA連絡協議会(女性研修員)	ノカノ シュンコ 野中 淳子	新任
公募による市民		ヤブタ テガ 藪田 千賀	
		オオイ エツコ 大井 悦子	
その他市長が必 要と認める者	主任児童委員	アマノ タカ 天野 貴子	

オブザーバー

愛知県東三河福祉相談センター次長(兼)地域福祉課長	スズキ マサモリ 鈴木 雅盛
豊川市子ども健康部長	ナカタ カズオ 中田 和男

事務局

子ども健康部次長	キワダ トシヤ 木和田 聡哉
子ども健康部子育て支援課長	シミズ カズシ 清水 一史
子ども健康部保育課長	スズキ マサリ 鈴木 昌範

子ども・子育て会議の所掌事務

1 豊川市子ども・子育て会議条例（抜粋）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て支援法（抜粋）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。（＝市が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ意見を述べること。）
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。（＝市が特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ意見を述べること）
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。（＝市が子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ意見を述べること。）
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。